

年金にも影響がある!?

高年齢雇用継続給付

きになる
年金
基本のき

60～65歳に受けられる 高年齢雇用継続給付とは

- 「高年齢雇用継続給付」とは雇用保険の給付の一つで、60歳以上65歳未満で働く人の給料が60歳時点と比べて一定程度下がった場合、給料の補填として給付されます。

- 「高年齢雇用継続給付」には次の2つがあります。

①高年齢雇用継続基本給付金

失業給付を受けずに雇用を継続している人が受けられます。

②高年齢再就職給付金

失業給付を受けた後に再就職した人が受けられます。

高年齢雇用継続給付を受けるには

- 「高年齢雇用継続給付」を受けるには、雇用保険の加入期間や給料の水準といった条件があります。

- 給付対象となるのは次に当てはまる人です。

- ・60歳以上65歳未満で雇用保険の一般被保険者（週所定労働時間30時間以上などに該当する人）である

- ・雇用保険の加入期間が過去の期間を通算して5年以上ある

- ・60歳時点と比較して60歳以後の給料が75%未満になっている

- ・60歳以後の給料が38万6,922円未満（令和8年7月まで）である

給付額の計算方法（令和7年4月以後に60歳になった人の場合）

給付額は、60歳以後の給料の低下率に応じておよそ次のようにになります。

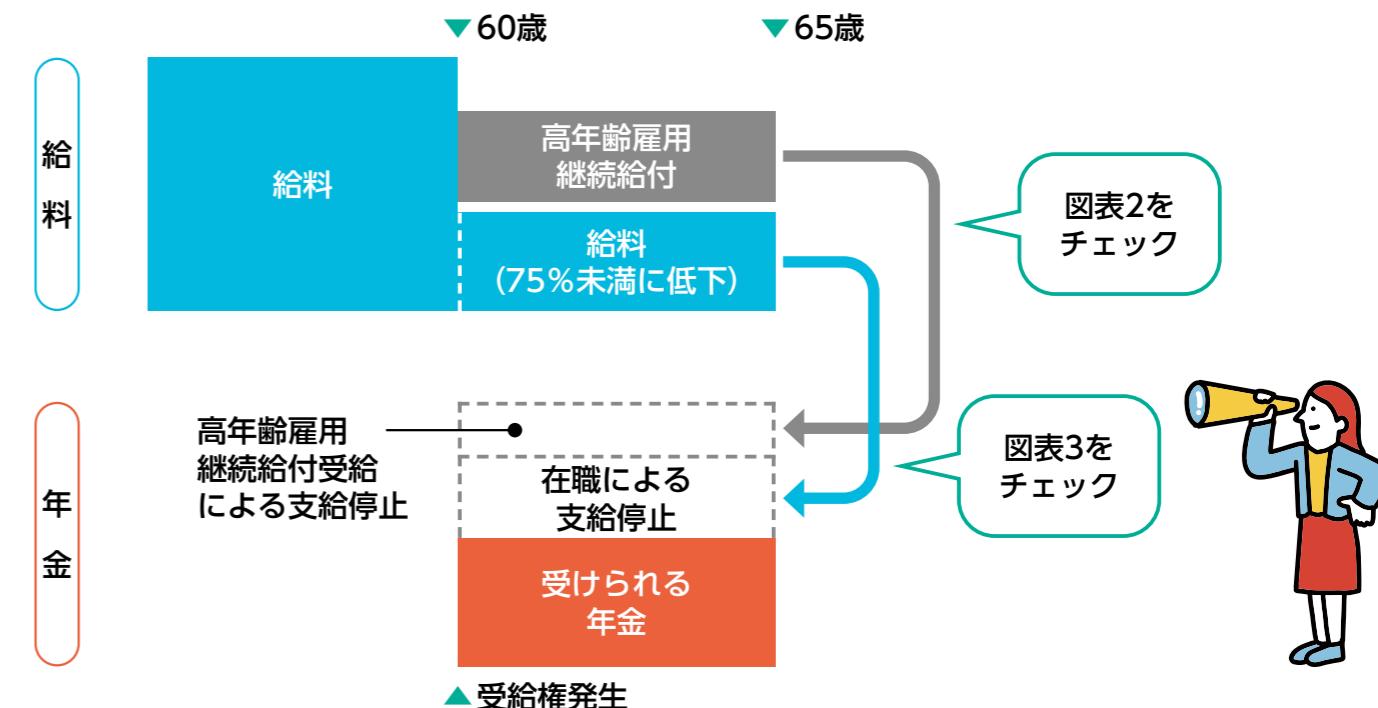
①低下率が64%以下となる場合 ⇒ 60歳以後の給料 × 10%

②低下率が64%超75%未満にある場合 ⇒ 60歳以後の給料 × (10%から一定割合で遞減した割合*)

*60歳時点および60歳以後の給料に応じて10%から遞減した率

図表1●働きながら受ける年金の支給調整のイメージ

60歳台前半の特別支給の老齢厚生年金を受けている場合、高年齢雇用継続給付を受けると、在職中の調整（在職老齢年金）に加えて、標準報酬月額の約4%を限度に、さらに年金額が支給停止されます。この支給停止額が在職による調整後の年金額を超える場合は、年金額は全額支給停止となります（その場合、加給年金額も支給停止となります）。



図表2●給料の低下率に応じた高年齢雇用継続基本給付金の支給率と年金の支給停止率 (単位：%)

| 60歳以後の給料の低下割合 | 雇用継続給付の支給率 | 年金支給停止率 |
|---------------|------------|---------|
| 75.00以上 | 0.00 | 0.00 |
| 74.00 | 0.79 | 0.31 |
| 73.00 | 1.59 | 0.64 |
| 72.00 | 2.42 | 0.97 |
| 71.00 | 3.28 | 1.31 |
| 70.00 | 4.16 | 1.66 |

| 60歳以後の給料の低下割合 | 雇用継続給付の支給率 | 年金支給停止率 |
|---------------|------------|---------|
| 69.00 | 5.06 | 2.02 |
| 68.00 | 5.99 | 2.40 |
| 67.00 | 6.95 | 2.78 |
| 66.00 | 7.93 | 3.17 |
| 65.00 | 8.95 | 3.58 |
| 64.00以下 | 10.00 | 4.00 |

※令和7年4月以後に60歳になった人の率

図表3●在職老齢年金の早見表 (単位：万円)

| 年金月額 給料 | 6.0 | 10.0 | 14.0 | 18.0 | 22.0 |
|------------|-----|------|------|------|------|
| 19.0 | 6.0 | 10.0 | 14.0 | 18.0 | 22.0 |
| 25.0 | 6.0 | 10.0 | 14.0 | 18.0 | 22.0 |
| 31.0 | 6.0 | 10.0 | 14.0 | 18.0 | 21.0 |
| 37.0 | 6.0 | 10.0 | 14.0 | 16.0 | 18.0 |
| 43.0 | 6.0 | 9.0 | 11.0 | 13.0 | 15.0 |

全額支給

一部支給